

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	ダイナパック株式会社
【英訳名】	Dynapac Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齊藤 光次
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員管理本部長 原 茂
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦三丁目14番15号（カゴメビル）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長齊藤光次および取締役執行役員管理本部長原茂は、当社ならびに連結子会社および持分法適用関連会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的および質的影響ならびにその発生可能性を考慮して決定しており、当社および連結子会社15社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社3社および持分法適用関連会社1社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは段ボール、印刷紙器および軟包装材の個装から外装まで包装資材の製造、販売が主たる事業であり、各事業拠点の利益率に大きな差異はなく、各事業拠点の重要性を判断する指標として連結売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、連結売上高の金額が高い拠点から順次加算していき、おおむね連結売上高の2/3程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。連結売上高の7割以上を占める事業拠点を評価範囲に含めており、評価範囲に含まれていない事業拠点については、金額的重要性および質的重要性ならびにその発生可能性が僅少であることを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、製造業における生産活動および販売活動において多額に計上される勘定科目として「売上高」「売掛金」「仕入高」「買掛金」および「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点およびその他の事業拠点について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測をとともう重要な勘定科目に係る業務プロセス（固定資産減損プロセスおよびのれんの評価プロセスならびに税効果プロセス等）について、財務報告への影響を勘案し当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。